

令和5年

第3回市議会定例会 議案第5号

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部改正について

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月1日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例（平成26年函館市条例第51号）の一部を次のよう  
に改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め  
る。

附 則

この条例は、令和5年9月16日から施行する。

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する  
法律の一部改正に伴い規定を整備するため